

鈴鹿 de はたらこっ！プロジェクト業務委託仕様書

1 業務の目的

鈴鹿市内（以下「市内」という。）の企業と求職者をマッチングすることにより、地元企業への就職を促進し、市内の雇用情勢の安定を図り、もって本市の関係人口の創出・拡大に資することを目的とする。

2 業務内容（事業補足資料（別紙3～5）を確認すること。）

- (1) プロジェクト全般の周知・広報活動
- (2) プロジェクト全般のマネジメント業務
- (3) 雇用促進連携協議会のマネジメント・運営業務
- (4) 受注者が提案する取組（提案の有無、提案内容は、評価対象になる。）
  - ①市内高校生の地元就職数が向上する取組
  - ②県内大学生の地元就職数が向上する取組
  - ③地元企業の採用力が向上する取組
  - ④上記①～③のほか、受注者が提案する本業務の目的達成に有効な取組
- (5) その他
  - ①本市が令和6年度に実施する雇用促進事業への助言や周知等の連携
  - ②本プロジェクトに係る就職状況について追跡調査

3 成果目標

上記の業務を通じて、高校生100名、大学生100名、企業30社を支援することを目標とする。

4 成果物

・業務実施報告書

各業務の実績、事業効果（支援した学生数、企業数、地元就職数）、事業記録（記録写真の撮影、新聞・メディア等の掲載記事等の収集等）及び取材記事などを取りまとめて報告書を作成すること。

また、上記の内容について月毎の簡易版報告書を提出すること。

・上記の電子データ 1式

5 業務実施上の注意点

- (1) 発注者と十分協議のうえ本業務を実施すること。なお、本業務の実施に当たり、問題等が発生したときは、遅滞なく報告し対応すること。
- (2) 本業務の開始から終了までの間、本業務を統括する責任者（以下「統

- 括責任者」という。)を1名配置し、業務実施方法や進捗状況の確認等、本業務の円滑な実施のために、定期的に発注者と連絡調整を行うこと。
- (3) 受注者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後、5年間これを保存しておかなければならない。
  - (4) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
  - (5) 本業務の成果物の内容は、受注者の承諾なく、その他業務に活用できること。
  - (6) 業務実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること（別記「個人情報取扱特記事項」の遵守）。
  - (7) 発注者が必要と認めるときは、受注者に対して本業務の履行状況及びその他必要事項について、報告を求め、又は検査を行うことができること。
  - (8) 本仕様書は、本業務の基本仕様を示すものであり、本仕様書に明記していない事項であっても、目的遂行上当然に必要と認められるものは、受注者の責任において実施するものとする。
  - (9) その他、本仕様書に定めのない事項は、発注者及び受注者の協議により定めるものとする。